



東京税理士会日本橋支部会報

第122号

平成21年11月5日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

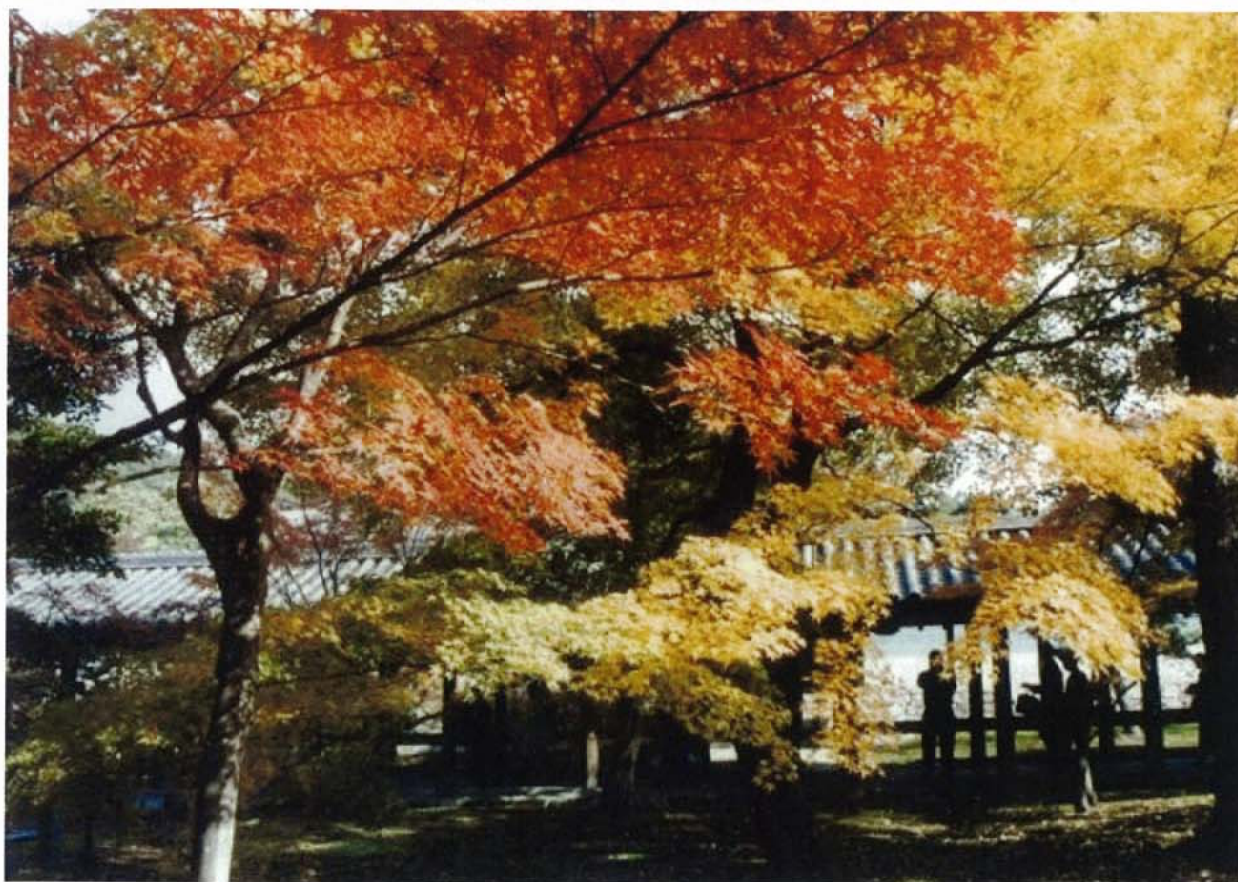
メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 中 島 美 和

編集人 広報部長 高 橋 美 津 子

印刷 (株) 税 経



京都東福寺（広報部）

税界放談

平成21年8月30日の衆議院選挙で、民主党に政権が交代した。

税理士会では、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」規定の廃止を目指して活動してきたが、いよいよそれが実現しようとしている。民主党のマニフェストに記載しそれを実行に移す意向だからである。

税理士会が建議し提言してきたことがやっと認められることになる。地道な努力が実を結ぼうとしている。まだまだ改正すべき懸案の税制が多々残っている。

税理士会では、毎年税制の改正について提言、建議している。今年も会員各位から改正を求める事項の意見を聴取し東京税理士会を通じ日税連で取りまとめ、関係部署に建議する。（税理士法第49条の11）

今年も会員各位から多くのご意見を頂戴した。ご要望は毎年、改正されるまで建議を繰り返してゆくことになる。会員各位のご協力に感謝するとともに、引き続き税制改正の要望をお聞かせ願いたい。公正な税制を築くために。

（J・K）



支部活動にご協力、ご理解を！

支部長 中島美和

10月5日『日本橋支部新入会員業務説明会』が支部研修室で開催されました。この説明会は、年に一度直近の一年間に日本橋支部に登録された新入会員・転入会員を対象に、日本橋支部の概要及び活動状況、東京税理士会との関係、各関連団体の説明等を行うもので、毎年この時期に行っています。当日は、副支部長を始め、総務・研修・広報・厚生・組織・経理・綱紀監察・税務支援対策の各部長及び本部理事が説明役を務めました。

私からは、支部運営の三つの理念、すなわち、①研修の充実、②厚生活動の充実、③広報活動の充実の説明をいたしました。前にもこの欄に書かせていただきましたが、改めて会員の皆様にも説明させていただきます。

研修の充実につきましては、東京税理士会会則及び研修細則に定められている、年36時間受講の努力義務規程に応えられるような研修会の実施です。最近では滝口研修部長をはじめとする、新しい研修部の役員の方々のご尽力により、夜間研修の充実等、テーマも興味深い斬新なものを選択して実施しております。多くの会員の皆様が受講されますようお願いいたします。また、兄弟支部の京橋支部研修部とも相互に連携し、合同研修会を充実しておりますので宜しくお願いいたします。

また、「支部雑談室」を原則第2金曜日の午後5時30分から支部事務局で毎月開催しております。最近では20名を越す会員の出席をいただいておりますが、毎回、出席者が持ち寄る税務や会計、労務対策や民法の問題等、さまざまな疑問は勿論、その場で生れる疑問や正に雑学という範疇のものまで「支部雑談室」らしく、結論を出しています。8時過ぎには、場所を変え食事をしながらその続きに花を咲かせています。まだ出席されたことのない会員の皆様、是非一度顔を出してみてください。事前の出席等の届出は必要ありません、覗くだけで帰っても結構です、よろしくお願いします。

次に厚生活動です。現在、支部公認の同好会は、ゴルフ部、囲碁部、野球部、カラオケ部（歌舞音

曲部）、テニス部、ボーリング部の6部が活動しています。私も複数の部に参加し懇親を深めていますが、税理士という職性上、一匹狼的になりがちで、同業の友人・情報源に恵まれないのが実情ではないでしょうか。

例えば野球部。現在部員は50名程度。練習試合等に出てくるのは20名ぐらいです。東京税理士会の春・秋の大会、第一ブロックリーグ、税務署との親善試合等、年間10試合以上こなしています。当然練習や合宿もします。テニス部も、毎月プロのコーチをお願いしての練習会、年3回の東京会の大会への参加等それぞれのレベルに合わせて楽しんでおります。そして、囲碁部も、カラオケ部も・・・。

各部とも練習や試合後に美味しいお酒を飲みながら、税理士同士の会話があります。これはクライアントとの食事や、同級生との飲み会とはまったく次元の違うお付き合いです。

もし、他に活動されたい競技等がありましたら積極的に立ち上げてください。また、女性会員の皆様には女性部が興味深い活動をしておりますので、まだ参加されていない方は是非一度参加してみてください。補助税理士の会員も多いとは思いますが、夜間や土曜日に開催する等工夫をされているようですので、どうか積極的に参加していただきますようお願いいたします。

最後に広報活動ですが、年4回の会報「にほんばし」の発行が主な活動です。日本橋支部は、会員数850名を越すジャンボ支部になりました。会報は支部活動のご紹介、会員の皆様の相互理解の促進等の役割を果たしていると思います。その会報は支部会員の投稿がなければ成り立ちません。会員の皆様には、広報部から原稿の依頼がありました際には、「よろこんで」ご投稿いただけますよう、宜しくお願いいたします。

支部活動にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



研究論文

分かりやすい文章を書くための一考察

伊東 貞



1. はじめに

団塊の世代といわれています。平成19年7月に国税の職場を辞職しました。

国税の執行の現場でいろいろな仕事に従事しましたが、なかでも昭和63年から平成5年にかけて、国税庁調査課に在籍していたときの仕事が強く印象に残っています。ちょうど、バブル経済がピークに達して崩壊したときでした。大きな経済事件がいくつも連続して起こり、連日マスコミが取り上げました。報道された事件について税務上の問題点を整理して幹部に報告することが筆者の仕事でした。複雑に入り組んだ取引関係などをいかにして分かりやすく正確に報告書にまとめるか。手元の黄ばんだ「公用文の書き方」を見ますと、当時の日々が偲ばれます。

その後、国税局や税務署に勤務することになり、職員が作成した文書を読むことが多くなりました。立場が変わってはじめて、分かりやすい文書の有り難さが身に沁みて分かりました。

どこの職場でも、管理者の役割として、人を育てること、職場環境を整備すること、そして生産性を上げることがあげられます。筆者はいろいろな機会をとらえて、職員に文書は分かりやすく書くように説きました。

本稿は筆者が職場研修などのために収集した資料を取りまとめたものです。

2. 考え方

文書の書き方に関する書物が街の本屋にたくさん並んでいます。これらを読み比べてみますと、公用文書であっても、新聞記事であっても、ビジネス文書であっても、文書作成の基本的な考え方は、「読む人の立場にたって、分かりやすく書くこと」に尽きます。文書を分かりやすく書く心得は、「易しく」、「簡潔に」、「正確に」という3つのキーワードに集約されます。

【易しく】

文書は、意思を伝達するために作成するものですから、相手に一読して分かってもらえるものでなければなりません。難しい言葉を使ったり、回りくどい言い方をしないで、易しく、親しみのある表現をする必要があります。

新聞記事も同じです。「読みやすい記事とは、読んでいく途中で出会う言葉を考え込む煩わしさや誤解の余地のない平明な文章で構成される。」と言われています。(注1)

【簡潔に】

文書は分かりやすく、正確を旨としますので、誇張したり飾りたてたりしないで、すっきりした文書がビジネス社会では歓迎されます。適切な見出しもなく、主語と述語が複雑に入り組んだ文書は嫌われます。

その理由は、「長い文章は、その文書に書かれている内容の整理を読み手に強要することになります。そこに時間の無駄が生まれ、生産性の低下にもつながります。」と指摘されています。(注2)

【正確に】

文書は、事実に基づいて、必要な事柄を、正確に記述しなければなりません。

PLAN→DO→SEEといわれる経営マネジメントのさまざまな局面でさまざまな文書が作成されます。文書のテーマにもよりますが、現状をきちんと認識し、そこに内在する問題点を的確に把握した上で、表記のルールに基づいて正確に記述する必要があります。

3. 分かりやすい文章の書き方

(1) 易しく書く

イ 日常一般に使われている易しい言葉を用いること

誰が読んでも分かる易しい文書を書くためには、特殊な言葉や堅苦しい言葉を用いなくて、日常一般に使われている易しい言葉を用

います。適当な用語の選択に迷う場合でも独りよがりの新奇な語を作らないことに注意します。あまり一般的ではない専門語や外国語をみだりに使わないことです。やむを得ず使うときは、訳語や説明を付けます。

ロ 外来語・外国語を正しく使うこと

近年、片仮名やローマ字で書かれた目新しい外来語・外国語が、公的な役割を担う官庁の白書や広報誌、また、日々の生活と切り離すことのできない新聞・雑誌・テレビなどで数多く使われていると指摘されています。

外来語には、これまで日本になかった事物や思考を表現する言葉として、日本語をより豊かにするという優れた面もあります。しかし、その一方で、むやみに多用すると円滑な伝い合いの障害となる面も出てきます。とりわけ、官庁、報道機関など公共性の強い組織が、なじみの薄い外来語を不特定多数の人に向けて使用するとき、そこに様々な支障が生じることになります。これらの組織では、そうした事態を招かないよう、それぞれの指針に基づいて言い換えや注釈などの工夫を施した上で外来語を使うことが大切です。(注3)

ハ 漢字は常用漢字表によること

文書を易しく書くための条件の一つは、漢字を原則として「常用漢字表」の範囲内で書くことです。公用文は常用漢字表に拘束されます。公共性のある新聞・雑誌では、原則として常用漢字表によることとしています。ビジネス文書も新聞・雑誌に準じた書き方が目安になっています。

新聞社では、原則として常用漢字表によりますが、固有名詞、人名、地名、栄典、称号、芸能・学術・文芸上の名称用語その他の言葉で適切な言い換えがなく、仮名書きでは意味が分かりにくい場合には表外字・表外音訓を使ってよいことにしています。この場合には、初出の際に読み仮名を付けることとしています。(注4)

読み仮名にはあまり気かけないで毎日、新聞を読んでいましたが、どのような言葉が表外字・表外音訓を用いて表現されるのか調べてみました。平成18年の朝日新聞の記事に読み仮名が付けられた語は3,000語を超え、重

複を整理しますと約1,000語になりました。このうち、年間30回以上紙面に読み仮名つきで使用された言葉は次の12語でした。

萎縮(いしゅく) 老舗(しにせ) 隠蔽(いんぺい) 捏造(ねつぞう) 葛藤(かつとう) 破綻(はたん) 完璧(かんぺき) 払拭(ふっしょく) 危惧(きぐ) 閉塞(へいそく) 毅然(きぜん) 牽制(けんせい)

ニ 文書の種類にふさわしい文体を選び、同じ文体で書くこと

文体は、文末の表現により、「である」体と「ます」体に大きく分けることができます。文体は誰を対象にして何を書く文書であるかにより、適切な文体を決め、それによって統一する必要があります

公用文では、部内に対して発信する文書には、原則として「である」体を用い、部外に対して発信する文書には、原則として「ます」体を用います。(注5)

ホ 図、表、グラフなどを活用すること

文章だけでは分かりやすく説明できないような場合には、図、表、グラフ、算式、計算例などを活用します。

新聞報道などでは、取引関係を図解したものや、数量や残高の連年推移をグラフ化したものなどが多く取り入れられています。図解やグラフは、理解しやすいだけではなく、視覚で捉えることから記憶にも残ります。図解やグラフで表現する情報を文章で表現し、理解してもらうことは至難です。

これらの図、表、グラフは、文章を書く前の段階で作成したものの中から選んで活用すると効果的です。

(2) 簡潔に書く

イ 1つ1つの文章を短く書くこと

簡潔な文書を書くためには、1つ1つの文章を短く書くことです。1文に何もかも盛り込もうとすると長くなって読みにくくなります。共同新聞社では「1文10行(110字)を超えないように工夫する。」こととしています。1文1項目を守り、「が・ので・ため」などでだらだらと続けないようにします。

ロ 見出しをつけること

簡潔な文書を書くために、見出しは不可欠

です。「見出しは読者を本文へ引きつけ、いざなう看板、案内標識であるとともに、記事の勘所を前もって知らせ、本文を読み進めやすくする役目を果たす。簡潔な記事の極致でもある。」(注6)とされています。

文書は見出しの構成を決めてから書き始めます。「大見出し」、「中見出し」、「小見出し」の構成が決まれば、その文書はあらかじめ出来上がったと見ることができます。

ハ 主語と述語の関係をはっきりさせること

簡潔な文書を書くためには1文を短くし、主語と述語をなるべく近づけます。特に両者の照応、一方の脱落に注意する必要があります。1文中にいくつもの主語や述語を盛り込みますと係り結びが複雑に絡み合っ分りにくくなります。

ニ 簡条書きを効果的に活用すること

文書の内容に応じて、簡条書きの方法を取り入れますと、文書が引き締まり、視覚的にも読みやすくなります。簡条書きをする際には、「いつ (WHEN)」、「どこで (WHERE)」、「だれが (WHO)」、「なにを (WHAT)」、「なぜ (WHY)」、「どのように (HOW)」の5W1Hで内容を整理することが必要です。

ホ 具体的にいきいきと記述すること

ニュースや報道記事ではいきなり結論を先に出し、次に経過的に重要なこと、説明的なことを順次書きます。これは読者にまずニュースのポイントを伝えることになりすし、文章を簡潔にすることにも役立ちます。

公用文やビジネス文書でも、文章の重点や強調したい事柄をはっきりさせ、書く順序を工夫します。その内容によっては、結論的なことを先に書きます。

また、あいまいな表現、分析中断、思考放棄の表現(「ということで」、「このため」、「いずれにしても」)を避け、具体的で生き生きした表現を工夫します。(注7)

(3) 正確に書く

イ 事実を正確に把握すること

正確な文書は、表記が正確であることはもちろん、正確な事実に基づいて記述されたものでなければなりません。文書のテーマにもよりますが、たとえば、業務改善提案書とか

調査報告書などの文書は、書き始める前に、現状認識、問題の所在などをしっかりと把握、整理しておかなければなりません。

ロ 表記の基準に即した用字・用語

文章を書きながら、「ここは漢字を使うべきなのか、平仮名を使うべきなのか。」「送り仮名はどこから送るのか。」などと迷うことがあります。これは用字用語に関する問題です。

政府は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の目安として「常用漢字表」、「現代仮名遣い」、「送り仮名の付け方」、「外来語の表記」、「ローマ字のつづり方」などの表記の基準を示しています。

かつて学んだ国語表記の根拠を点検してみることをお勧めします。

ハ 慣用語句を正しく使うこと

法令上の用語として、用法が一般化している慣用語句は、実用文書にも用いられています。例えば、一定の数量を基準として、その数量よりも多いか少ないかを表す場合に、「以上」「以下」「超過」「未満」などの言葉を用います。また、並列する語句を単純につなぐ場合には「及び」「並びに」を、選択的につなぐ場合には「又は」「若しくは」などの言葉が使われます。

これらの言葉については、その意味や用法を正しく理解した上で使う必要があります。誤った理解や漫然とした理解のままですとトラブルのもとになります。

ニ 同音異義語等を正しく使うこと

ワープロやパソコンでは、誤字そのものは防ぐことができますが、読みは同じでも意味の異なる漢字の選択まではしてくれません。特に問題となるのは同音異義語等の選択ミスです。同音異義語等の選択ミスは、その箇所の漢字の意味が違っだけでなく、文章全体の解釈にもつながり、その文書の信用にも影響する問題です。

パソコンで文書を作成する場合、同音異義語等の正しい選択まではしてくれません。日本語変換システムでは同音異義語等のそれぞれの意味を示しますので、それを参照しながら正しい語句に変換していくことは可能です。

しかし、そのつど意味の違いを確認しながら変換していたのでは事務効率が下がります。よく使う同音異義語等については、正確に選択できるようにしておきたいものです。

4. むすび

分かりやすい文章を書くことが生産性の向上につながると言われています。分かりやすい文章の書き方は、各人が日常業務を通じて修得するものです。「習うより慣れよ」ですが、分かりやすい文章を書くためには、表記のルールや紛らわしい言葉の用法などを知っておく必要があります。これらは、かつて誰もが学校で習ったことですが、社

会に出てもう一度点検してみる必要があるのではないのでしょうか。

(注1、6、7) 共同新聞社編「記者ハンドブック第10版新聞用字用語集」

(注2) 日本経済新聞社 小川悟著「これは便利正しい文書がすぐ書ける本」

(注3) 国立国語研究所「外来語」委員会設立趣意書

(注4) 朝日新聞社編「朝日新聞の用語の手引き」

(注5) 昭和27年4月4日付け内閣閣高甲第6号「公文書の作成の要領」

随 筆



天高く馬肥ゆる秋

坂 元 左

秋の空はどこまでも高く澄み渡り、みのりの時を迎えて飼葉をよく食（は）んで馬は肥ってくる清涼の秋を表現する成句です。

中国の古代、しばしば北方の騎馬民族である匈奴（きょうど）は、中国の地を侵攻しました。この成句はもともとは、秋になると食糧十分となり、戦車の役目を果たす馬も十分に肥えて力がつく時節に匈奴は襲いかかってくることから、秋の季節の匈奴の侵攻に留意しなければならないという意味に使われたようです。

この成句の出目は「漢書」匈奴伝で、前漢の武帝趙充国（ちょうじゅうこく）（紀元前137～前52）が匈奴と羌族（きょうぞく）が連合して秋になって馬が肥えるようになるとすぐに国境を越えて侵入してくるであろうと予見したことに基づいてつくられたというものです。

いまや朝青龍のモンゴルは、一つの独立した共和国として近代化を目指しており、この成句は今後も平和的に使用できることを願うところです。

さて、秋は五穀、果物等すべてのものが実ると

きですが、木の実もその中に入ります。おいしい木の実といえば、クリの実が抜きんでています。

クリの木は北海道南部から日本列島九州まで自生していますので、大昔の日本人もよく食べていました。縄文時代の遺跡から貯蔵したクリが発掘されていることからわかります。お菓子や砂糖がなかった時代では大変おいしい食べ物でありました。

クリばかり食べて、とうとうお嫁に行けなかった栗娘の話が徒然草（つれづれぐさ）にあります。クリ御飯、クリ饅頭、クリ羊羹とおいしいですね。

クリはブナ科の植物ですがその仲間には、しいの実やどんぐりがあります。しいの実はそのまま炒って食べますが、どんぐりはアクが強くて、そのアク抜きをしないと食べられません。

霞ヶ関の外務省の前に、街路樹として、とちの木があります。このとちの木はブナ科ではありませんが、たくさんの実がなります。このとちの実もアク抜きしないと食べられません、水に晒したり、粉にしたりして、とち餅として食しているところもあります。とちの木はフランス語でマロニエ、クリはマロンです。イギリスではチェスナット（chest-nut）ですが、とちの木もチェスナットというようです。

日本の山河に自生しているクリは普通シバグリ

といいますが、改良が進んで、今最も大きい実は京都が産地の丹波栗です。

日本名のクリは、実の色が黒い、黒い実→黒実→クリとなったといわれています。

世界では、中国グリが甘栗、天津栗として知られています。このクリは渋皮がむきやすいのが特徴。日本の国土にはあわないのか日本では栽培されていません。生産地は中国、北朝鮮です。

ヨーロッパグリは南ヨーロッパで栽培されています。

クリの栽培はわりと簡単ですので、果樹園としてよく見かけるところですが、日本では農業をするための農地を相続すると相続税を安くする制度があります。しかし農業は大変な労働力が必要としますので、年寄にとってはそう負担がかからない農業として栗の栽培があり、栗の栽培地は農地なので、栗の果樹園が方々にあるということになります。

さて、クリの花は雨の多い6月頃咲きます。淡黄色で独特の臭気をもっています。

実はご存じのとおりイガに包まれています。これは動物に実を食べられることを防ぐ知恵です。このイガの中には普通、実が3個入っていることより、「私を公平にせよ」が花言葉、淡黄色の花の方は「真心」、イガについては「豪華」、「豪華」が花言葉となります。(生花にも実のついたイガが使われます。)

なお、蛇足ですが「桃栗3年柿8年」とよくいいますが、この後に続く言葉は何でしょうか。「枇杷(びわ)は9年でなりかねる。梅は酸い酸い13年」

「柚は9年で花盛り。梅は酸いとて13年」

「柚の大馬鹿18年」

とあるようです。

これらは、その果樹が植えられてからどれだけたてば実がなるということを現していることから、転じて、何事をするにもそれ相応の年数がかかるという意味に使われています。

しかし、実を結んだとしても、すぐに経済的に収益があがるわけではありません。収穫した果実の売上高と必要経費がとんとんとなるには、桃6年、栗8年、柿9年といわれています。その年になってから、何年間収穫できるかといいますと、これは税法で定めている年数ですが、桃12年、栗25年、

枇杷30年、梅25年、柿35年となっています。柿が案外強いですね。

栗という漢字はリツとも読みますが、「木十西(ざるの形)」の会意文字で、クリの実がはじけて、ざるのような形をしたイガが木の上に残っている様をあらわすと説明されています。

イガが皮膚に刺さるとピリッとした痛みを感じますが、この漢字を表現する字が慄という字…慄然(りつぜん)「恐ろしさにおののきふるえる」という語句があります。



イケメンキャディー

市原 政子

随筆の原稿を頼まれましたが題は何でもよいとの事。特技も無いし趣味もないし困った……。困ったあげくに、1年前になりますが今も参加しているコンペで優勝した時のことを思い出して書くことにしました。

7月3日千葉県成田空港に近いグレンオックスカントリークラブにて行われました。

この時期は雨が多く、又晴れば晴れたで真夏の暑さになりますが、当日は曇りで少し風があり、まずまずのコンディションでした。

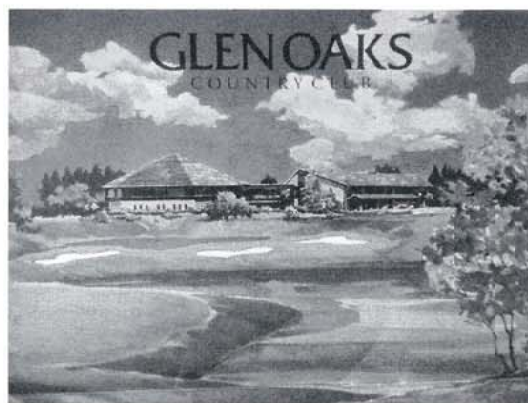
私は集合時間に遅れてしまい、パットの練習もそこそこにアタフタとスタートホールに行くと、キャディーはイケメンの研修生!3ホール位までは地に足が着かないというか、ヨレヨレのボールでした。でもなんとか私なりにまとめて5ホール目のショートホール、キャディーさんの「力を入れると左にひっかけ易いので、クラブを右に放り投げる感じで打って下さい」というアドバイスでワンオン、ワンパットのバーディ。「今日はいいんじゃない?」となんとなくいいリズムで、午前中を上がってみれば48でした。でも同組の男性2人も共に43で廻っていたので、今日の私の優勝はないと確信しておりました。午前中、皆好スコアで廻ったので昼食の会話も弾み、和気あいあいと午後のスタートホールへ。

午後からはいつも疲れて崩れてしまうので、大叩きをしないよう気をつけていましたが、グレン

オークスは距離がないかわりにちょっと曲げるとOBなので、飛ぶ男性はかなり大変だったと思います。私は距離の短さとイケメン研修生の適切なアドバイスに助けられました。

今度は、かなり短めのミドルホールでのこと。砲台グリーンで、ピンの位置がよく見えず、残り60ヤード位かなと思い、打とうとしていたら、キャディーさんの「残り40ヤード足らずでーす」の声。グリーン近くで20ヤードの誤差はグリーンをオーバーするか、乗っても3パットになる可能性もありますが、その一言で1パットで上がることが出来、午後のスコアはなんと44。一緒に廻った2人は共に48。ツキと運にも恵まれて、優勝が転がり込みました。

この日一日終わって、ゴルフは1に寄せとパット、2に良いキャディー、そして3にツキと運に恵まれる事が大事だと改めて痛感しました。



あれから1年以上がたちましたが最近は何かと忙しくて、ぶっつけ本番で月に1回コースを廻るのがやっとです。ツキと運にも恵まれて、コースの女神が味方してくれるのは今度はいつになることやら。

日本橋支部のTNG会にも数回参加しましたが、又都合がつけば参加させて頂きたいと思っています。



仕事、ときどき野球

今井 信吾

1970年、良質な温泉に恵まれた山河麗しき岐阜県、野球選手になるために、生まれた・・・つもりだった。いまでもその想いを忘れずに、野球の試合には、仕事以上の情熱を注いでいる。

1999年、税理士試験に悲願の合格。学校卒業後から合格までの数年間は、都内会計事務所、事業承継コンサルティング会社勤務など、現在の礎となる貴重な経験を積み重ねながら、着々と開業の準備。

2000年4月、漠然としたアイディアと、未熟な未来構想のまま開業。これから数年の苦労は筆舌に尽くしがたい！しかし、ありきたりな言葉ながら、先人の方々が、若い時の苦労は買ってでもしろと

いうのは、あながち間違いではない、と、今になって感慨深い。

まだまだ若輩者の自分が苦労などを書いてしまったが、決して楽しいことがなかったわけではない。もちろん自分にはいつでも野球があるではないか！

前所属の武蔵野支部野球部は、いつも初戦敗退するようなチームだった。

しかし、今回の支部対抗野球大会では強豪麴町支部に勝って史上初の3位（おめでとうございます！）。傍から見れば（失礼ながら、以前所属していた誼で書いてしまうが）奇跡とも思える出来事だが、私は驚かなかった。いつかこの日がくると。どんなに高い目標であっても、熱い情熱があれば物事は前に進むのだと、改めて確信できた。

18歳で単身身寄りのない大都会に上京し、開業後もクライアントもなく、孤独な数年間を過ごす可能性もあった。しかし、支部の野球活動に参加するようになると、先輩たちに野球談議を肴に一献付き合わされ、気がつけば、朝になっていたこともしばしば。

そういえば、小さいころから近所の道端で悪ガキ達と草野球をし、子供会のソフトボールチームに6年間通い、中学で軟式野球部に入部（補欠でしたが）、高校時代は放課後クラスメートと草野球。

それから東京に来てからも野球チームを作って試合をしていた。いまでも年間70試合こなしている。体力が続く限り挑戦してゆきたい。

ここまでの道程、どちらかという野球に心血を注いできたかようになってしまった。これではなんだか、仕事よりも私にとっては、野球が人生だと締めくくりたいところだが・・・。

漠然としたアイディアが、なんとかここまで形を成し、私の家族や従業員共々ここまで来られたのは、一重にクライアントの支えがあってこそである。

ニーズのあるところに私たちの仕事があるというだけではない。クライアント自身が気づけずにいるニーズをいち早く的確に捉え、必要な情報を供給することも、私たちの大事な仕事なのである。そう気付かせてくれた一つ一つの大事なクライアントに感謝の念は尽きない。

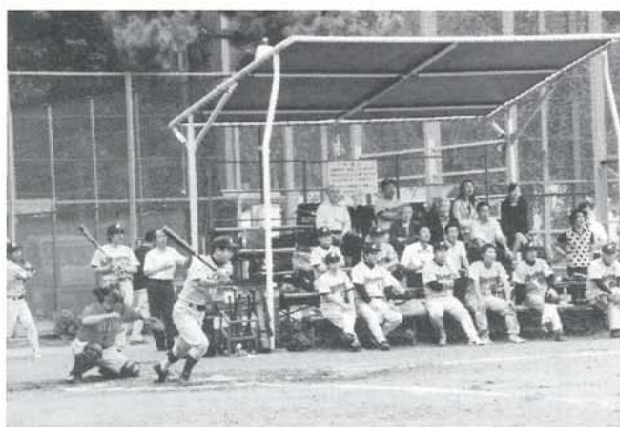
現在、その“キズキ”の場として、不定期ながら“経営塾”を開催している。経営者に必要な情報提供の場として、毎回好評を頂いている。しかし当初の認知度の低さと動員の低迷は、開業当時の苦労を思い起こしたほどだった。少しずつでも経営者の悩みを解決するお役にたてればという気持ちで今後も続けていきたい。

自分の人生を振り返り、なんだかきれいごとを並べているように感じるが、クライアントに育てられたという想いがつのるばかりである。

厳しい言葉を頂戴することもあるが、それにまた応えることも、自分自身の“キズキ”なのだと思う。そして、ただで転ばず、ただでは起きあがらない不屈の精神力を身につけることができた。

そして、自分自身が一番気付かされたこと、それは仕事とは“魂”であるということ。少々暑苦しいと思われようと、この熱い魂を相手に伝えきること、自ずと道は開かれるのだ！「一球入魂」

これほど仕事に情熱は注ぐも気持は、
野球ときどき仕事。



9月4日 野球部 支部対抗大会（バッターは筆者）

情報 レポート

法人にもエコポイント！

本年5月より個人を対象に始まった「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」は①地球温暖化対策の推進、②経済の活性化、③地上デジタル放送対応テレビの普及促進を図るため、本年度の補正予算により実施され、対象となる冷蔵庫、エアコン、地上デジタルテレビ等の売上を大きく伸ばすなど一定の成果を収めているようです。

このエコポイント制度が8月から法人にも適用されることとなりました。

ここではエコポイント事務局が発表した申請手続きについてのミニ知識を。

1. 申請できる法人

- ・会社組織、社団法人、NPO法人等団体
- ・個人事業主

2. 購入対象期間

平成21年5月15日以降に注文し、平成22年3月31日までに納品を受けた製品

3. 申請可能期間

平成21年8月7日～平成22年4月30日

4. エコポイント交換期間

平成24年3月31日まで

5. 申請方式

①申請方式A

〈ステップ1〉

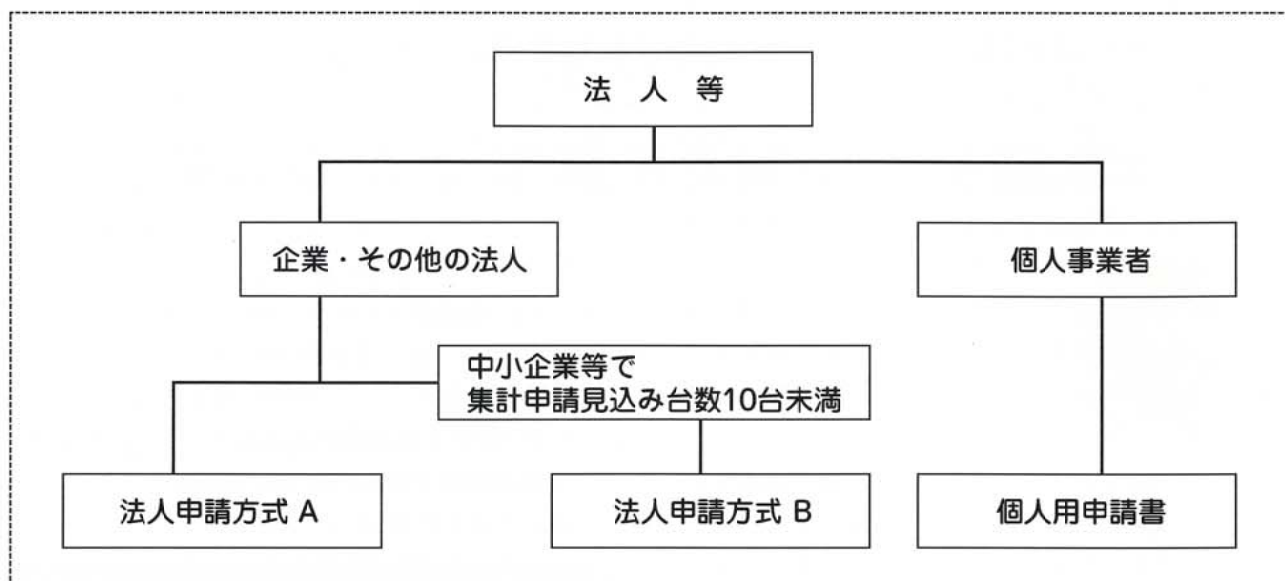
インターネットで法人登録と購入案件登録



申請書に必要書類を添付して郵送



法人IDを取得



〈ステップ2〉

購入案件で登録した対象製品について、製品購入証明・保証書（コピー）・家電リサイクル券（コピー）を郵送



案件IDを取得

（注）法人IDを先行取得する方法もあり。

②申請方式B（中小企業等で10台未満）

インターネットで法人登録および購入製品登録または書面で



申請書に法人住民税納付証明書他購入案件の必要書類を添付して郵送



法人ID・案件IDを取得

③個人事業主の申請

〈個人用申請書で申請〉

インターネットで申請者登録および購入製品登録 または書面で



申請書に購入案件の必要書類を添付して郵送

（注）個人でも累計見込み台数が10台以上の場合は法人申請Aによる

6. よくある質問（抜粋）

Q1. 申請できる法人に制限はありますか？

A. エコポイント対象製品の生産・輸入・販売を行う法人はできません。

Q2. リース契約の場合でも申請できますか？

A. 申請できます。（リース契約書の写添付）

Q3. レンタル利用の場合は申請できますか？

A. 利用者ではなく、レンタル事業者が申請可能です。

Q4. 支店・支社で申請できますか？

A. 法人登録を本店・本社で行い、法人ID取得後に申請可能です。

Q5. 個人事業主は、屋号でも良いですか？

A. 申請者名と保証書などの宛名は個人名で統一し、屋号等は使用しないで下さい。

詳しいことは

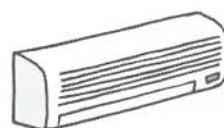
グリーン家電エコポイント事務局へ

〈ホームページアドレス〉

<http://eco-points.jp/>

〈電話による問い合わせ〉

0570-064-322



情報
レポート平成21年度 エネルギー需給
構造改革推進投資促進税制 利用のためのQ&A集より
財団法人 省エネルギーセンターエネルギー需給構造改革推進投資促進税制
(エネ革税制) の概要

省エネルギー設備等を取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択し税制優遇が受けられます。

- (1) 中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。

ただし、その税額控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合にはその20%相当額が限度となります。

- (2) 普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却。

ただし、平成21年4月1日より平成23年3月31日までの間に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において即時償却ができます。

Q1 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(略してエネ革税制という)とはどのような優遇制度ですか？

A エネ革税制対象設備を直接購入し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に減価償却資産の特別償却又は税額控除ができる制度です。ただし、税額控除の対象は中小企業者等のみです。

Q2 エネ革税制対象設備とはどのような設備があるのですか？

A 省エネルギー性が高く、高効率な設備等を対象とし、「エネルギー有効利用製造設備等(4設備)」、「エネルギー有効利用付加設備等(20設備)」、「電気・ガス需要平準化設備(1設備)」、「新エネルギー利用設備等(15設備)」、「その他の石油代替エネルギー利用設備等(15設備)」、「エネルギー使用合理化設備(26設備)」、「エネルギー使用制御設備(6設備)」と「配電多重化設備(1設備)」があります。それぞれ対象設備となる範囲が定められています。

Q3 この制度の適用対象者は誰でしょうか？

A 青色申告書を提出する法人(連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含む)又は個人です。個人事業者が青色申告を行う場合は事前に税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、青色申告の承認を受けている必要があります。

Q4 基準取得価額とはどのような意味でしょうか？

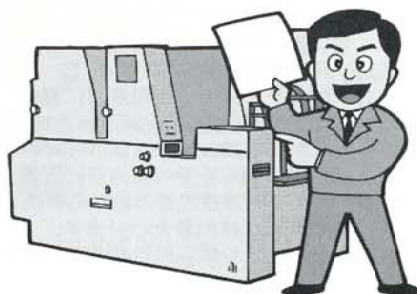
A 特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる価額です。平成21年度については、「電気・ガス需要平準化設備」と「配電多重化設備」は取得価額の50%で、その他の設備は100%です。

Q5 リース、貸付設備又は中古設備も対象となるのでしょうか？

A 貸付設備又は中古設備は対象となりません。リースは、所有権移転外リース取引による取得については、税額控除のみ適用可能です。(特別償却には適用されません)。

☆対象設備等詳細については、下記HPに掲載しています。

<http://www.eccj.or.jp/enekaku/faq/index.html>

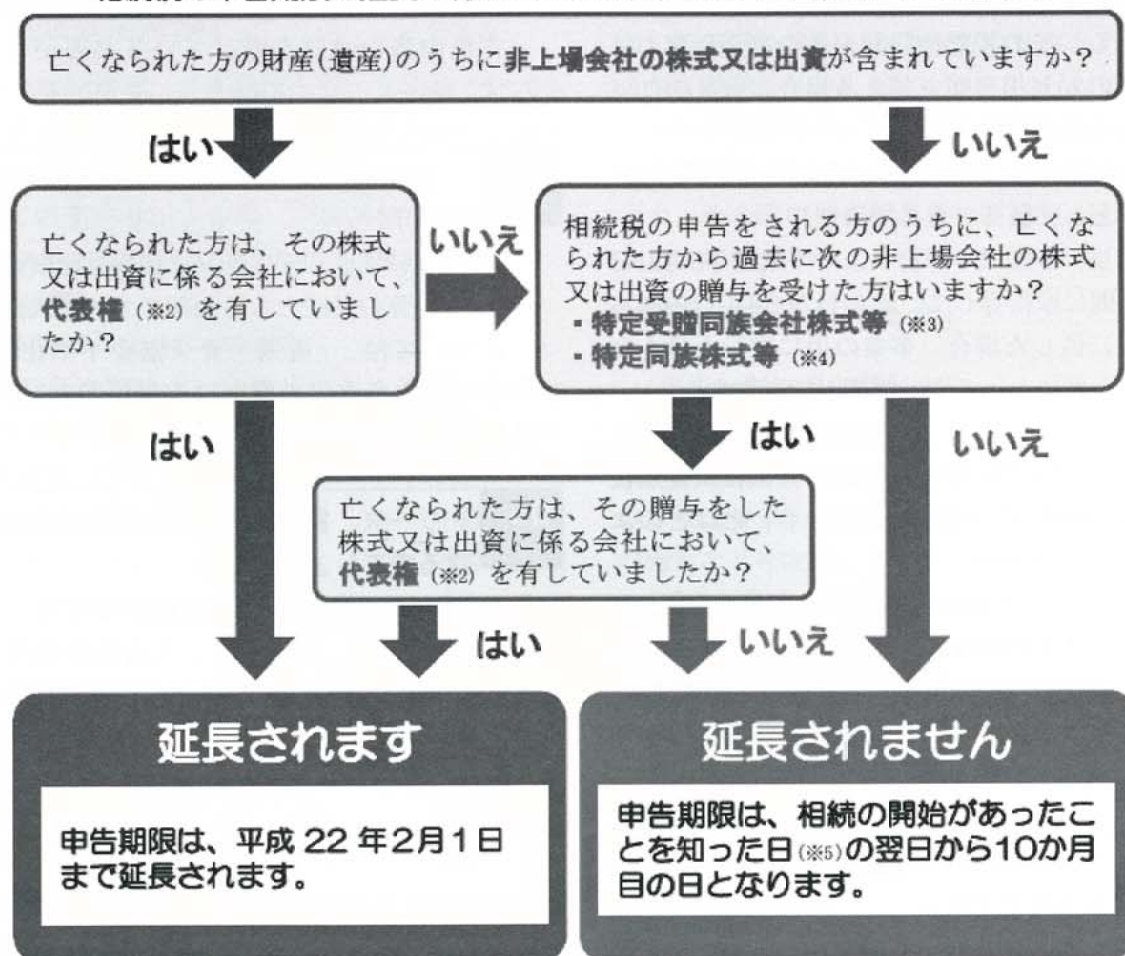


情報
レポート

相続税の申告期限の延長について

平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に亡くなられた方に係る相続税については、平成21年度税制改正において「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」が創設されたことに伴い、一定の要件を満たす場合に、その申告期限が延長されます(※1)。

相続税の申告期限の延長の有無については、次により判定してください。



(※1) 上記の判定において申告期限が延長されることとなった場合には、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」の適用の有無にかかわらずその申告期限が延長されます。

なお、相続税の申告に当たっては、亡くなられた方が会社の代表権を有していたことを明らかにする書類(会社の登記事項証明書・法人税申告書別表一(一)の写しなど)の提出が必要です。

(※2) 代表権に制限が加えられていないものに限りです。

(※3) 贈与を受けた方が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書(旧租税特別措置法第69条の5第10項)」に記載された株式又は出資をいいます。

なお、平成21年1月1日から同年3月31日までの間に亡くなられた方から同年中に非上場会社の株式又は出資の贈与を受けた方がいる場合には税務署にお尋ねください。

(※4) 「特定同族株式等の贈与の特例(相続時精算課税)(同法第70条の3の3又は第70条の3の4)」の適用を受けた株式又は出資をいいます。

(※5) 通常は亡くなられた方の死亡の日となります。

情報 しぽーと

研 修 会 便 り

7月27日・8月5日の二日間にわたり税理士木村金蔵先生に「超実務相続税対策ノウハウ公開セミナー」―相続税対策基本5原則―についてご講義を頂きました。第1回目は基礎編。その5原則とは？

財産評価をした上で、次の5つの原則に基づいて対策を実行します。

- ① 相続人を増やして税率区分を下げる
- ② 所有財産の評価額を下げる
- ③ 返済可能な借金を多く作っておく
- ④ 財産を生前贈与して減らしておく
- ⑤ 納税資金として自己株式と生命保険を活用すること

上記5原則について事例を交えながら、別表・各種届出書・契約書などの雛形も含め詳しくご説明頂きました。

第2回目は応用編

第1回目の講義に関する質問事項にお答え頂きながら第1回目の講義をもう少し掘り下げてより詳しい内容の講義でした。例えば、

- * 土地・建物の相続税評価額の決め方を知れば評価減は楽
- * 固定資産税の評価額が付されていない家屋の評価
 - ・ 付近の類似した家屋の固定資産税評価額を基として、構造・経過年数・用途等の差を考慮して評定した価額により評価
 - ・ 付近に類似家屋が無い場合は再建築価額から減価償却の額を控除した価額の70%相当額
 - ・ 建築中の家屋は費用現価の70%相当額
- * 土地区画整理事業施工中の宅地の評価
 - ・ 仮換地の価額に相当する価額によって評価
 - ・ 造成工事中の場合は工事が完了したものとして評価した仮換地の価額の95%
 - ・ 清算金がある場合は仮換地の価額に加算減算する
- * 無償で貸している土地建物は買換特例の適用なし
- * 生前贈与の注意点とポイント
 - a 現預金を贈与する場合は、明確な証拠を残すこと
 - ・ 受贈者の銀行口座へ振り込むこと

- ・ 口座開設は必ず受贈者本人又は親権者の自署押印によること

- ・ 受贈者又はその親権者が通帳・印鑑・証書などを保管すること

- ・ 贈与の際にはその都度贈与契約書を作成すること

- ・ 暦年110万円超の贈与は必ず申告すること

b 不動産を贈与する場合

- ・ 時価が相続税評価額より大きい財産を優先し、収益物件を贈与すること

- ・ 登記の日付が贈与の確定日とみなされる

- ・ 不動産等の負担付贈与の場合、相続税評価額ではなく時価から借入金等の債務額を引いた金額に対して贈与税がかかる

* うっかりミスの多い相続税額の2割加算

一親等の血族（その者の代襲相続人を含む）及び配偶者以外の者が相続する場合の相続税額が2割加算される。ただし一親等の血族には孫養子を含まない。

* 相続時精算課税制度の利用事例

* 借金の引継と免責的債務引受契約

- ・ 借金の引継について、法律上一旦相続人全員が法定相続分に応じて承継すること、また引継を相続人の誰かに決めても、債権者である金融機関関係等の承諾が無い限り認められない。故に返済財源を確保できる相続人が借金を承継するのが一般的

- ・ 実務上は他の相続人に対しては免責的債務引受契約を結ぶ

* 中小企業者の事業承継と自社株対策

* 自社株対策の基本5原則

：事業承継税制の全体像

* 取引相場のない株式評価の仕組み

- * 自己株式の譲渡は納税資金の確保になるが盲点あり

- * 相続税対策の最後は遺産を承継するための遺言で完成

* 遺言のすすめとその効果

* 遺言の必要な場合とは

などなど、紙面の関係上一部しかご紹介出来ません。

各部だより

[総務部]

支部幹事会報告

平成21年7月12日（日）15時30分～16時20分

I 審議事項

1. 支部事務局インターホン設置工事の件

支部事務局の防犯及び局員の安全確保のためオートロック式ドアホンを設置することを承認可決した。

2. 日本橋税務署並びに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期及び提案議題の募集方法の件

① 日本橋税務署との定例連絡協議会は、平成21年10月22日（木）10時30分から12時迄、東実健保会館に於いて日本橋支部会員全員を対象として開催。

② 中央都税事務所との税務懇談会は、例年どおり11月に開催予定。

③ 日本橋税務署及び中央都税事務所に対する質問・要望事項について会員全員を対象に提出依頼。

①～③承認可決した。

3. 八団体合同意見交換会（7/28）の件

税務協力八団体開催による意見交換会を7月28日（火）16時00分から東実健保会館で開催することを承認可決した。

4. 常会（10/22）、新入会員説明会（10/5）、賀詞交歓会（H22.1/13）の開催に関する件

標記の日に開催することを承認可決した。

II 報告事項

1. 定期総会、懇親会（6/22）報告の件

2. 東京税理士会定期総会（6/17）報告の件

3. 署との定例連絡会（6/23）報告の件

4. 日本橋税務懇話会（6/24）報告の件

5. 登録調査（6/9、7/10）報告の件

6. 税理士雑談室（6/12、7/11）報告の件

7. デジタルカメラ購入の件

広報部から新式のデジタルカメラを購入することとした旨の報告があった。

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成21年9月10日（木）10時30分～12時05分

I 審議事項

1. 中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期及び提案議題等の策定の件

11月5日（木）に開催予定（当番支部：日本橋支部）提案議題の提出依頼。開催時間、出席対象者は今後京橋支部（共催）と協議することで承認可決した。

2. 常会開催日時及び運営方法に関する件

平成21年10月22日（木）午後1時～2時で開催することを承認可決した。

3. 新入会員説明会開催日時及び運営方法に関する件

平成21年10月5日（月）午後3時より開催することに承認可決した。

4. 第1ブロック支部連絡協議会開催に関する件

平成21年10月20日（火）午後3時より開催。（当番支部：芝支部）出席者は中島支部長、藤山・木下・浅見副支部長、総務、研修、広報、厚生、組織の各部長と総務副部長が出席することを承認可決した。

5. 税を考える週間諸行事に関する件

税を考える週間の無料相談担当者は次のとおり承認可決した。

①日本橋三越前 10時～13時

若狭本会理事、小出・結城・福本・星野幹事

②日本橋三越前 13時～16時

中沢・佐藤・下村・高橋・青木幹事

③日本橋プラザ 11時～12時30分

木下副支部長・櫻井幹事

①～③承認可決した。

6. 12月幹事会日程に関する件

当初予定日の12月10日は税理士会で綱紀監察合同会議が開催されるため、幹事会を12月14日（月）に延期することを承認可決した。

II 報告事項

1. 税理士雑談室（7/17、8/5）の件

2. 電子申告推進委員会議（7/27）の件

3. 八団体合同役員会（7/28）の件

4. 日本橋税務懇話会（8/6）の件

5. 登録調査（8/11）の件

6. 拡大定例連絡会（8/27）の件

7. 日本政策金融公庫との懇談会（9/9）の件
8. 日税連評議委員推薦の件
9. 平成21年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件

中島支部長より21年度税務功労者候補者に板橋則雄相談役を推薦するとの報告があった。

10. 納税表彰式について

11月13日東実健保会館で税を考える週間の一環として表彰式が開催されるので多数の方の参加をお願いしたいとの報告があった。

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

[研修部]

先日、研修部長会議が税理士会館でありました。日本橋支部の研修数は上位3位でした。ところが、36時間研修の認定者数は、中ほどです。まだ、私は研修部長に就任して日が浅いのですし、手前ミソになって書きにくいのですが、研修の内容は悪くないと思っております。夜間研修も他の支部より多いです。にもかかわらず、受講者が増えないというのは、どういうことか。少なくとも、数多くすることは得策ではないかもしれません。特に9月、10月は、支部、本部、税政連、第一ブロック、各種学会等で、月の3分の1が研修ではないかと思うほどです。研修について、ご意見、要望をお寄せいただければ幸いです。

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成21年 9 月15日（火） 18：00～20：00

講 師：中村 芳昭氏（青山学院大学教授）

会 場：日本橋公会堂

テーマ：税法解釈と最近の租税判決：税理士の視点から

日 時：平成21年 9 月24日（木） 13：00～16：00

講 師：熊王 征秀氏（税理士）

会 場：ニッショーホール

テーマ：FAQ消費税

～課税区分などの基本的な事項の復習を中心として～

※ 第一ブロック合同研修会（第一回）

日 時：平成21年10月 1 日（木） 14：30～16：30

講 師：菅納 敏恭氏

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：国税審査請求の実際

日 時：平成21年10月 6 日（火） 14：00～15：30

講 師：森田 実氏（政治評論家）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：激動の政界を読む

日 時：平成21年10月22日（木） 14：30～16：45

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

《今後の予定》

日 時：平成21年11月 2 日（月） 13：00～16：00

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：年末調整説明会

日 時：平成21年11月16日（月） 17：00～19：00

講 師：朝長 英樹氏（税理士・日本税制研究所代表理事）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：企業組織再編税制

日 時：平成21年11月24日（木） 13：30～16：30

講 師：小池 敏範氏（税理士）

会 場：第一ぬり彦ビル2階

テーマ：国税庁Q&Aをふまえた 最新の役員給与の法人税実務

日 時：平成21年12月 3 日（木） 13：00～16：00

講 師：成松 洋一氏（税理士）

会 場：ニッショーホール

テーマ：税務と会計の調整をめぐる諸問題

—税務と会社法・企業会計の

異動点を探る—

※第一ブロック合同研修会（第二回）

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成21年 9 月11日（金） 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成21年10月 9 日（金） 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成21年11月13日（金） 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成21年12月11日（金） 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

[厚生部]

日本橋支部の厚生部には、野球部、ゴルフ部、囲碁部、歌舞音曲部、テニス部、ボーリングの6部があり、また毎年3月に明治座の観劇会を開催しています。各部の活動状況をお知らせいたします。

＜野球部＞

野球部の活動状況に関してご報告します。

＜第一ブロックリーグ＞

7月8日に第一ブロックリーグ3回戦で京橋支部と対戦し、7対6で勝ちました。初回到5点失いましたがその後投手陣が踏ん張り、攻撃もこつこつと得点を重ね、最終回に逆転でリーグ戦初勝利となりました。

7月14日に雨で順延となっていた第一ブロック2回戦で麹町支部と対戦し、2対5で負けました。この試合も初回到3点を失い、これを取り返せずリーグ戦1勝2敗となってしまいました。

8月4日に第一ブロックリーグ4回戦で神田支部と対戦し20対6で勝ちました。ここでも初回到2点を失い、その後も点の取り合いとなりましたが、1点差で迎えた結果として最終回になった4回到一挙15点を取り大勝となりました。

平成21年7月8日 ブロックリーグ（3回戦）

	1	2	3	4	5	6	7	計
京橋支部	5	0	0	1	0	—	—	6
日本橋支部	2	1	1	0	3	—	—	7

平成21年7月14日 ブロックリーグ（2回戦）

	1	2	3	4	5	6	7	計
麹町支部	3	0	0	1	0	1	—	5
日本橋支部	1	0	1	0	0	0	—	2

平成21年8月4日 ブロックリーグ（4回戦）

	1	2	3	4	5	6	7	計
神田支部	2	0	4	0	—	—	—	6
日本橋支部	0	2	3	15	—	—	—	20

＜合宿＞

8月22.23日で秋の大会に向けて合宿練習を行いました。1日目は、ランニングから始まりキャッチボール、シートノック、フリーバッティングを行い、2日目は、ウォーミングアップの後ランナーを置いた実践的なバッティング、守備の練習を行い、最後に2チームに分かれてグラウンド整備の罰ゲーム付きのリレー形式のベースランニングを行い、きつい中にも楽しく充実した練習ができました。

＜練習試合＞

8月28日に秋の大会前の最終調整として浅草支部と練習試合を行いました。

＜秋の支部対抗大会＞

9月4日に秋の支部対抗大会で四谷支部と対戦し、3対5で初戦敗退となりました。初戦の緊張感のなか思うようなプレーができず、非常に悔しい負け方でした。その後四谷支部は順調に勝ち上がり優勝しましたが、普段のプレーができれば充分勝つ可能性のあった試合だけにとにかく悔しい試合でした。

平成21年10月8日 支部対抗2回戦

	1	2	3	4	5	6	7	計
日本橋支部	1	1	0	1	—	—	—	3
四谷支部	3	1	1	×	—	—	—	5

野球部では、常に新入部員を募集しています。野球経験者、まったくの初心者ともに楽しく汗を流せますので、ご興味のある方は一度参加してみてください。

櫻井和儀

＜ゴルフ部＞

東京税理士会日本橋支部ゴルフ部（TNG会）は、年に5回千葉県、茨城県等のゴルフ場でコンペを開催しています。日頃のストレス解消、ゴルフを楽しむことが目的で、競技志向ではありませんのでどなたでも気楽に参加できます。

第269回TNG会は天候にも恵まれ、9月16日取手国際ゴルフ倶楽部東コースにて20名の参加者で開催いたしました。2年ぶりにハンディ改正を行い、新ハンディで行いました。

優勝は北見昭八会員、第2位吉村博一会員、第3位は徳田益和会員、ベストグロも徳田益和会員という結果になりました。

今後の予定は11月4日茨城ゴルフ倶楽部、12月4日若洲ゴルフリンクスです。支部からの郵送物の中に「TNG会のお知らせ」が入っていますので、初めての方もぜひお申込みください。

○成績

優勝	北見 昭八	G 99	N66
2位	吉村 博一	G 95	N70
3位	徳田 益和	G 84	N71
ベストグロス賞	徳田 益和	アウト43、イン41	

＜ボーリング部＞

ボーリング部の活動は年に1度だけ、秋に会員、事務所職員、家族、日本橋税務署の皆様にもご参加いただき、2ゲーム合計で男女別個人戦、団体戦

を行っています。みんな和気あいあいと手軽に楽しめますので、奮ってご参加ください。今年は11月25日（水）品川プリンスボーリングセンターにて午後6時30分ゲーム開始予定です。

〈囲碁部〉

7月～9月は月1回の支部月例会のみでした。夏休み等があり、その出席者数は少なめでした。月例会は午後3時からとなっていますが、必ずしも、定刻どおり出席される必要はなく、都合のつく時間にご出席いただければ大歓迎です。

今後の日程は、11月5日（木）支部秋季囲碁大会、12月11日（金）プロ棋士指導となっています。また、来春1月16日（土）は京橋支部との親善囲碁大会（日本橋支部担当）を予定しています。

〈歌舞音曲部〉

部長 中島 重敏

- (1) 月 例 21.7.14（火） 出席 10名
 〃.8.11（火） 〃 12 〃
 〃.9.8（火） 〃 12 〃

(2) カラオケ発表会（第24回）プログラム

【ご挨拶】

東京税理士会 日本橋支部 支部長 中島美和
 司会／若狭茂雄・岩川由美子

- | | | |
|----------|--------------|------------------|
| 1 緑川 哲 | 北の旅人 | （石原裕次郎） |
| 2 佐藤 宗石 | 二人酒 | （川中 美幸） |
| 3 新沼勝三郎 | あばれ太鼓 | （坂本 冬美） |
| 4 大澤 昭人 | ああ無情 | （アン・ルイス） |
| 5 板橋 則雄 | 凍て鶴 | （五木ひろし） |
| 6 佐野 典子 | 愛のままで | （秋元 順子） |
| 7 神作 享 | 契り酒 | （石原 純子） |
| 8 佐々木則司 | LoveLoveLove | （DreamsComeTrue） |
| 9 若狭 茂雄 | 港たずねびと | （逢川まさき） |
| 10 鈴木 毅 | 南国土佐に雪が降る | （多岐川舞子） |
| 11 石川 明子 | パールカラーにゆれて | （山口 百恵） |
| （大同生命） | | |

- 12 宮川 雅夫 いい日旅立ち （山口 百恵）

【ご挨拶】

東京税理士会 日本橋支部 厚生部長 井上眞一

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 13 中島 美和 | サボテンの花 | （チューリップ） |
| 14 藤山 清春 | 羅生門 | （坂本 冬美） |
| 15 高橋美津子 | 同じ空を見上げて | （甲斐 名都） |
| 16 河原 邦文 | 波瀾万丈 | （北島 三郎） |
| 17 福本 佐恵 | 誕 生 | （中島みゆき） |
| （葛飾支部） | | |

- | | | |
|------------|-------------|-------------------|
| 18 福本 光男 | 化 身 | （福山 雅治） |
| 19 勝村 永司 | 岬めぐり | （山本コータロー&ウィークエンド） |
| （麹町支部 支部長） | | |
| 20 佐藤 嘉光 | 風列車 | （新沼 謙治） |
| 21 濱 洋子 | ねらいうち | （山本リンダ） |
| 22 湯ノ上光昭 | 矢立の杉 | （杉 良太郎） |
| 23 中島 重敏 | 愛は嫉妬（ジェラシー） | （美川 憲一） |

【休 憩】

ゲ ス ト 落語 春風亭小柳枝

ゲ ス ト 歌手 Rio（りお）

【福引抽選会】

【お礼のことば】

東京税理士会 日本橋支部 カラオケ部長 中島重敏

〈テニス部〉

8月19日（水）は、品川プリンスホテルのコートで松岡コーチ指導のもと練習会を行いました。お盆明けということもあり、6名の参加者でした。10月の試合に向けて、ダブルスフォーメーションの基本練習を行いました。ボレー時の攻撃する方向、守る（つなげる）方向の練習、そして実践的な試合形式の練習を行いました。練習後は暑気払いを兼ねて冷たいビールで一杯！

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っています。練習内容は、初心者からベテランまでレベルにあった練習プログラムをプロの松岡コーチが組み立ててくれます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局まで連絡下さい。

今後の大会予定

支部対抗戦：11月17日（火）予備日；20日（金）

【組織部】

【7月】日本橋支部定期総会第3号議案で承認された日本橋支部規則の一部改正に基づき、支部規則の改正手続きを行いました。

【9月】日本橋支部緊急連絡網について、入会・転入・転出・退会・支部内移転の確認を行い改訂を進めるとともに、連絡員の確認を行いました。

【綱紀監察部】

以下の会議が開催されました。

綱紀委員・監察委員会全体会議

と き：平成21年9月10日

ところ：東京税理士会館

出席者：会長、本部役員、全支部の担当者及び顧問弁護士、東京国税局より税理士監理官、総務課長補佐、税理士係長、税理士専門官
会議の冒頭に山川会長、高村専務理事、太田税理士監理官の挨拶があった。引き続き綱紀部から税理士法上の懲戒処分事例等の説明があり、次に業務侵害監察部から“にせ税理士行為”などの説明があった。

また、山本総務課長補佐からは税理士に関する事項の説明があった。

【税務支援対策部】

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成21年実施日	会 場	担当税理士
7月8日（水）	法人会事務局	佐野 典子
7月22日（水）	〃	青柳 聡
8月26日（水）	〃	小林 拓未
9月9日（水）	〃	浅野 雅史
9月30日（水）	〃	後久 亮
10月14日（水）	〃	伊藤 孝
10月28日（水）	〃	岩本 忠司

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成21年実施日	会 場	担当税理士
7月3日（金）	中小企業相談センター	櫻井 利一
7月24日（金）	〃	岩川由美子
8月14日（金）	〃	遠藤 範子
9月4日（金）	〃	佐藤 嘉光
9月29日（火）	〃	小林 拓未
10月20日（火）	〃	後久 亮

《小規模事業者税務相談・記帳指導》

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成21年実施日	会 場	担当税理士
9月16日（水）	中央区京橋プラザ	猪股 正明

《東京10士業団体による相談会》

○東京会からの依頼分

平成21年実施日	会 場	担当税理士
10月3日（土）	弁護士会館2階	高橋美津子

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願い致しました。

担当税理士
赤坂 光則
佐野 典子
林 孝子

【法対策委員会】

法対策委員会は、税制、会社法、税理士法等に関して意見を具申し、改正を取りまとめ要望を東京会に提出しています。

今年も会員各位からご意見を聴取しました。

今秋以降「税理士法改正案」の原案が提示されます。その際には会員各位のご意見をお伺いすることになりますが、よろしくお願ひします。

【情報システム委員会】

《平成21年7月27日》

東京税理士会館において電子申告推進委員会会議が開催され日本橋支部の推進委員が参加し電子申告推進委員会の設置の趣旨、活動指針、各支部の施策などを討議した。

《平成21年9月18日》

日本橋税務署において、電子申告推進委員と日本橋税務署の副署長、中村補佐と今後の電子申告の普及に関しての最初の打合せを行った。

日本橋支部の電子申告推進委員は、佐々木先生、坂下先生、安田先生、岡田

以上4人

【女性部】

9月16日女性部ではトゥインクルレースを見に大井競馬場へ行ってきました。美しいイルミネーションと共にバイキングの食事を楽しみながら迫力あるナイター競馬を観戦しました。

何の知識の無いままに、この馬の毛並みが良さそうなので買った馬券が当たった時は大感激でした。女性部では色々な企画を考えています。多くの方の参加をお願い致します。

日本橋税務署からのお知らせ

自宅で! オフィスで! 税理士事務所で! **どこでも申告・納税 e-Tax** <イータックス> 国税電子申告・納税システム

電子納税の新たな納付手段

国税の「ダイレクト納付」開始!

(平成21年9月から)

是非ご利用ください!

○ ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

◆ ダイレクト納付のメリット



- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能。
※ 特に利用回数の多い手続に便利です(源泉所得税の毎月納付手続など)。
- ② 納付手続が簡単(電子申告等の送信後、ワンクリックで納付手続が完了)。
- ③ インターネットバンキングの契約が不要。
- ④ 即時または期日を指定して納付することが可能。
- ⑤ 税理士が納税者に代わって納付手続[※]を行うことが可能。
※ 納税者本人の納税用確認番号等を登録しておくことが必要です。

◆ 利用可能税目



電子申告等が可能な税目(源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税)が対象となります。

※ 納付情報登録依頼については、上記の税目にかかわらず全税目がダイレクト納付利用可能となります。

◆ 利用に当たっての注意事項

- ① ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を提出する必要があります。
- ② 利用可能金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。
- ③ ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ④ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※ 納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

国 税 庁

中央都税事務所からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆ 口座振替
- ◆ コンビニエンスストア
 - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
 - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 - （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限りです。
 - 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください。）。
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です（既にご利用の方は新たな申込みは不要です。）。
 - 保守点検作業のため、ご利用できない期間があります。詳しくは、主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）をご覧ください。



個人事業税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、預（貯）金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞

主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）

**平成20年10月1日以後開始する事業年度から、
法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要です**
～平成21年11月以後に法人事業税・都民税の申告をする際は、ご注意ください～

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税（所得割・収入割）の税率が変更されました。法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税とする制度となっているため、この改正により法人事業税と地方法人特別税とを合わせた税負担が増えることはありません。

申告・納付方法	地方法人特別税は、法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。		
適用時期	平成20年10月1日以後開始する事業年度 ただし、清算事業年度予納申告・残余財産分配等予納申告・清算確定申告については、平成20年10月1日以後に解散した法人に適用		
課税標準	基準法人所得割額、基準法人収入割額 (標準税率により計算した法人事業税の所得割額・収入割額)		
税率	課税標準	法人の種類	税率(%)
	基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	8 1
		外形標準課税法人	1 4 8
	基準法人収入割額		8 1
※資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人			

支部会員異動のお知らせ

平成21年7月1日～
平成21年9月15日

〈入会〉

7月22日 永島 嘉治 〒103-0013
日本橋人形町3-5-9 2階
ウイングオフィス日本橋人形町207号
電話 5652-5234

8月27日 浅原 清乃 〒103-0028
八重洲1-4-21共同ビル
藤間秋男税理士事務所
電話 5201-6555

8月27日 新垣 敦子 同 上

8月27日 石井 悟志 〒103-0015
日本橋箱崎町16-1
ルミネ日本橋403号
税理士法人ファミリー会計事務所
電話 3666-8491

8月27日 神田 慎一 〒103-0025
日本橋茅場町2-6-11
北野ビル3階
電話 5640-8903

8月27日 佐伯 宗徳 同 上
電話 3249-8890

8月27日 清水 春雄 〒103-0013
日本橋人形町1-13-9
藤和日本橋人形町コープ6階601
電話 3249-2587

8月27日 互井 敏勝 〒103-0013
日本橋人形町2-20-5 2階
電話 5651-7366

8月27日 津坂 昇 〒103-0025
日本橋茅場町2-17-6
いづみハイツニュー茅場町509号
電話 6206-2375

8月27日 野口 雅史 〒103-0016
日本橋小網町3-12
グランデミスモ404号
電話 6231-0825

8月27日 野本 徳治 〒103-0004
東日本橋3-5-6
ニューシティレジデンス
日本橋人形町Ⅳ-602
電話 6206-2291

8月27日 廣川 昭廣 〒103-0004

東日本橋3-8-1
建石ビル5階
電話 5640-0552

8月27日 本間 幸次 〒103-0011

日本橋大伝馬町4-5
鳳ビル2階
電話 3669-9152

8月27日 山内 利文 〒103-0016

日本橋小網町3-18-406
電話 6661-2367

8月27日 關場 修 〒103-0021

日本橋本石町4-2-3
日東ビル4階
電話 6225-2387

8月27日 小岩 眞 同 上

電話 6225-2366

8月27日 柳原 直人 同 上

電話 6225-2375

8月27日 山口 勉 同 上

電話 6225-2380

8月27日 山本 廣基 同 上

電話 6225-2383

8月27日 渡邊 秀一 同 上

電話 6225-2377

〈転入〉

7月9日 伊藤 規晶 〒103-0013

日本橋人形町3-5-8
日本橋センチュリー21 502号
電話 6661-1304

7月13日 前田 信寛 〒103-0013

日本橋人形町3-12-3
ラヴェンナ人形町102号
センチュリー税理士法人
電話 5651-8070

7月29日 西尾 洋祐 〒103-0003

日本橋横山町9-7
カラム202号
電話 6206-2218

7月31日 大崎 史雄 〒103-0028

八重洲1-5-3

八重洲不二ビル2階
電話 3270-5370
8月6日 古尾谷裕昭 〒103-0012
日本橋堀留町1-6-13
昭和ビル2階
税理士法人FIS
電話 6661-1471
8月6日 元村 康人 同 上
8月7日 葛西 達宏 〒103-0003
日本橋横山町1-3
OKK日本橋ビル2階
湯澤勝信税理士事務所
電話 3639-1881
8月10日 深水 康成 〒103-0004
東日本橋1-2-13
ソアブール日本橋605
電話 5820-4520
8月26日 江島 昌之 〒103-0013
日本橋人形町1-12-11
リガーレ日本橋人形町2101

〈法人入会〉

7月22日 税理士法人FIS 〒103-0012
日本橋堀留町1-6-13
昭和ビル2階
電話 6661-1471
9月15日 税理士法人ファミリー会計事務所
〒103-0015
日本橋箱崎町16-11
ルミネ日本橋403号
電話 3666-8491

〈事務所住所変更〉

今井 芳典 〒103-0021
日本橋本石町4-2-3
日東ビル5階
電話 6225-2350
中根 緑 同 上
電話 6225-2385
高橋 勉 〒103-0025
日本橋茅場町2-10-10
レオロックビル7階
電話 3660-6618
手塚眞佐子 同 上
電話 5640-6526
細井 知雄 同 上

電話 5640-6525
〒103-0001
日本橋小伝馬町14-5
メローナ日本橋1005号
電話 6661-1475

〈旧姓未使用〉

竹澤 麗子

〈事務所電話番号〉

内田 孝 電話 5623-3501

〈事務所名称変更〉

松村 雄一 税理士法人 ファミール会計事務所

〈転出〉

上條 敏信 渋谷支部へ
福田 勉 芝支部へ
金成 眞一 板橋支部へ
川崎 愛子 京橋支部へ
赤木甲太郎 四谷支部へ
伊東 玲 京橋支部へ
石川 裕子 芝支部へ
中川 一彦 京橋支部へ
嶋根 秀雄 北沢支部へ
久我 秀雄 江東西支部へ

〈退会〉

山崎 勘一 千葉県会へ
大槻 (永山) 礼子 東北会へ
荒巻 善宏 東京地方会へ



公

告

日本橋支部新年賀詞交歓会開催のお知らせ

恒例となりました新年賀詞交歓会を来春も開催いたします。講演会は大相撲元東関親方の高見山大五郎様（愛称はジェシー）をお迎えることになっておりますので、講演会・新年賀詞交歓会と併せてご参集くださいますようお願いいたします。

記

日 時：平成22年1月13日（水） 午後3時30分より午後7時00分

開催内容：第一部 新春講演会 高見山大五郎様

第二部 新年賀詞交歓会

会 場：ロイヤルパークホテル

以上



編 集 後 記

短かった夏が過ぎ、秋もだいぶ深まり今年も残すところあと僅か。

今年は先の衆議院選挙で民主党が大勝し、自民党の政治・官僚主導政治からの脱却を目指して新たな試みがスタートするという特別な年に成りました。これから税理士にとっては、忙しい季節となりますが、今後の税制改正の動向が注目されるところです。

次号は平成22年新春号です。

例年恒例の新春随想「年男・年女」を企画しておりますので、来年寅年の会員の皆様には是非寄稿して頂きたいお願い申し上げます。

*第123号原稿締切 平成21年11月末日

*発行予定 平成22年1月1日

編集委員：高橋美津子 高木武彦 小出純江
櫻井和儀 小畑孝雄 鈴木幸信 梅田文江

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！ ～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。

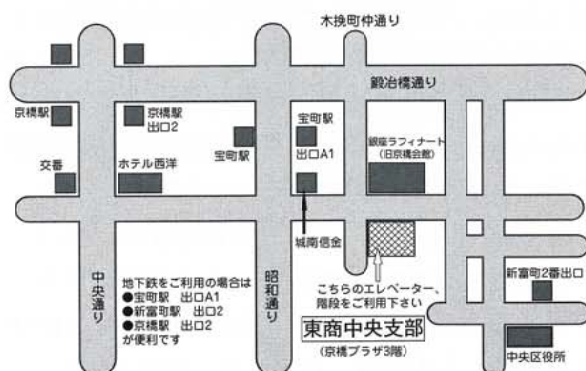
＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は人数から除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 等

＜ご用意いただく書類＞

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
※必要に応じて追加資料をお願いする場合もございます。
※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。



融資の条件

資金使途

運転資金
設備資金

融資限度

1,500万円

返済期間

運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

担保
保証人

不 要

（保証協会の保証も不要です）

利 率

年1.90%

（平成21年9月9日現在）

- 利率は金融情勢によって変わります。
- 中央区より支払利子の30%を補助！
- 審査の結果ご希望に添えない場合がございます

※上記の融資限度額、返済期間の取り扱いは、平成22年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

経営に関するお悩み承ります（要予約）

弁護士による無料 法律相談

毎月第3火曜日 午後1時～4時

税理士による無料 税務相談

毎月第3火曜日 午後1時～4時

【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811 FAX 3538-1815

- 協会けんぽ(旧：政府管掌健康保険組合)にご加入の皆さん
- 社会保険に加入していない事業所の皆さん

『東税健保』はこんなにお得です!

常勤の従業員が2名以上で加入できます。

「東税健保」は
「協会けんぽ」に比べて
低い保険料率なので

1人年間で 109,098円も お得です。

保険料を比べてみれば…



- 〈協会けんぽ〉と〈東税健保〉の保険料率と保険料の比較
(標準報酬月額 38 万円、年間賞与額 95 万円の場合)

	協会けんぽ(東京)	東税健保
保険料率 (給与・賞与)	$\frac{81.8}{1,000}$ (450,718 円) ※平成 21 年 9 月 1 日現在	$\frac{62}{1,000}$ (341,620 円)
保険料	450,718 円 - 341,620 円 = <u>109,098 円</u> (1年間)	

東京税務会計事務所 健康保険組合 ☎03-3232-5541(代)

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-12-11 東税健保会館 <http://www.touzeikenpo.or.jp>

時間にとり、
気持ちにとり。
そして、関与先との
強いつながりのために。



税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET（オンライン型）とPOST（郵送型）の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

顧問料
の集金

税理士界ひとすじの 実績と信頼で、 不動産案件に守秘・誠実対応！

不動産
の売買

売却・購入

相続

不動産M&A

広大地評価

鑑定評価

有効利用

不動産のことなら
なんでも
ご相談ください。



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

医療の進歩に対応した
アフラックの
いちばん新しい

「がん保険」誕生！

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で
保険料が割安！

がん保険

生きる気持ちに、本気で応える
**アフラックの
がん保険**
フォルテ

新登場

■トータルケアプラン300S・200S・140S

安心1

がんと診断後の一時金に加えて、
2年目から5年目までの4年間※
ライフサポート年金でしっかり応援！（※生存されている場合）

安心2

がんの通院治療は充実の日額1万円保障！

安心3

多様化する先進医療にも対応！
先進医療の種類によって、所定の限度額を上限に実費を
給付金としてお支払いし、さらに一時金の保障もあります。

安心4

訪問面談・専門医紹介 新登場！
このサービス（プレミアサポート）は、株式会社法研が提供するサービスです。

★詳しくは、パンフレットをご覧ください。

引受保険会社／アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 A#012-2008-0114 5月15日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 03-3340-5533

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

税理士とその関与先のために
NICHIZEI GROUP
日税グループからの
お知らせです。

■全国税理士共栄会
正会員（税理士）、
準会員（関与先など）の皆さまへ

団体長期
所得補償

VIP大型総合保障制度

団体長期障害所得補償保険

あなたが病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。しかも、1～2年の短期補償ではなく最長70歳まで毎月保険金をお支払いする超長期補償です。

◎保険料は団体割引30%（全税共のスケールメリット）適用。

■税理士協同組合

組合員の先生・事務所勤務の皆さま 専用

集団扱 自動車保険・火災保険

◎年払：一般でのご契約より保険料が5%割引となります。

（集団扱一括払による割引）

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

引受保険会社／株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ06-01823 (2008.5.5)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング9階

ご利用いただいていますか、税理士報酬の自動集金システム

報酬自動支払制度

テマ・ヒマ省けて経費も節減
未集金ゼロで、事務所の経営力強化！



- 人手不足で毎月定期的に税理士報酬の集金に行くことができない、あるいは時々集金を忘れ未集金がたまってしまふ、集金の途中で事故にあつた：等、税理士報酬の集金をめぐる様々なトラブルを未然に防ぐのが、この制度の大きな利点。
- 関与先一件からでもご利用いただけますので、是非ご利用ください。
- 《特長》
- ① 集金の手間が省けます。
 - ② 集金に要する人件費や交通費などの諸経費が節減できます。
 - ③ 振込手続や小切手の振出が不要なため、関与先の手間も削減。
 - ④ 組合員には台帳代わりにもなる「振込明細書」が毎月送られますので、売上・売掛が一目でわかります。

報酬自動支払制度は二つの選択肢

関与先に対する振替案内及び税理士事務所に対する振込案内は、下記の二つの方式から選べます。

POST 郵送方式

《特長》

- 1) 手軽に始められるシンプルなシステムです。
- 2) 登録データ及び変更データは所定の帳票に記載し、郵送するだけですみます。
- 3) 毎月お届けする明細書は、台帳代わりにご利用いただけます。
- 4) e-NETへの移行も簡単です。

《利用料金》

- 口座振替請求手数料
関与先1件あたり、1請求につき335円
基本手数料、請求手数料、口座振替依頼書、変更手数料、振込手数料、請求状況表作成費など、すべてのサービスを含んだ費用です。
- オプション／「振替のお知らせ」通知
関与先1件あたり、郵送1回につき55円
ハガキ作成費、郵送料を含んだ費用です。

※表示金額には消費税は含まれておりません。

e-NET オンライン方式

《特長》

- 1) インターネットを活用したシステムです。
- 2) セキュリティも万全です。
- 3) 請求書の発行から台帳の作成まで、一貫したサービスをご提供いたします。
- 4) 新たにソフトを購入したりインストールすることは不要です。

《利用料金》

- 基本料：月額 1,500円
- 振込手数料：税理士事務所への振込／1回につき300円
5日と28日両方の振替日を利用される場合は月額600円
- 口座振替請求手数料
関与先1件あたり／1請求につき240円
- オプション／「振替のお知らせ」通知
POST方式と同一です

お問い合わせ・資料請求先／(株)日税ビジネスサービス TEL 03(3345)0888

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代)

支部の活動より



▲毎月第2金曜日午後5時から支部事務局で行っている税理士雑談会



▲9月7日 T.N.G取手国際ゴルフ倶楽部でのコンペ



▲9月10日囲碁月例会



◀9月4日第108回
東京税理士会支部
対抗野球四谷との
対戦開始



▲8月22日、23日 野球部軽井沢合宿にて



▲オープニング



◀支部長挨拶



▲Rioさんと
デュエットする鈴木さん



▲中島カラオケ部長



◀春風亭小柳枝師匠



◀司会もした若狭さん

